

会 議 録

会議の名称	令和2年度第3回枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会	
開催日時	令和2年11月6日	開始時刻 14 時00分 終了時刻 15 時30分
開催場所	枚方市市民会館 第4会議室	
出席者	委員：石田委員、江川委員、片岡委員、北山委員、古家野委員、墨川委員、 田中（強）委員、田中（絹）委員、田邊（卓）委員、福岡委員、松本委員	
欠席者	安藤委員、高田委員、田邊（快）委員、富岡委員	
案 件 名	【案件】 （１）「（仮称）子どもを守る条例」に関する市民意見聴取結果について （２）「（仮称）子どもを守る条例」の素案について	
提出された資料等の名称	資料1 「（仮称）子どもを守る条例」に関する市民意見聴取結果報告書（案） 資料2－1 （仮称）子どもを守る条例（素案） 資料2－2 「（仮称）子どもを守る条例」の審議に係る中間報告について（案） 資料2－3 「（仮称）子どもを守る条例」の概要（案） 参考資料1 「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュール 参考資料2 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会委員名簿	
決 定 事 項		
会議の公開、非公開別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	3人	
所管部署 （事務局）	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課	

【事務局】

定刻となりましたが、本日は安藤会長がご欠席のため、進行を石田副会長にお願いしたいと思います。
石田副会長、よろしくお願いいたします。

【石田副会長】

よろしくお願いいたします。

安藤会長に代わりまして進行させていただきます。

ただいまから、令和2年度第3回枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会を開催いたします。
開会にあたりまして、今回の分科会の趣旨等について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、また肌寒くなり、再びコロナウイルスの感染が全国的にも増加する中にも関わらず、ご無理をお願いしまして、出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日は第3回目の分科会ということで、これまでのご審議、市民意見聴取の結果も踏まえ、条例の素案を中心にご審議をいただきたいと考えております。

この間、6月には市長から諮問をさせていただき、早速、条例設置の目的と必要性について、白熱した議論をいただいた後、我々、行政の思いも酌み取りいただきながら、条例の基本的な考え方について整備をいただきました。

また8月にはその基本的な考え方を踏まえ、条例の骨子案、市民意見聴取の内容についてご審議をいただいたところでございます。

振り返りますと、子どもを誰ひとり取り残さない、子どもの最善の利益の実現のために社会総がかりで一人一人の子どもに寄り添った総合的且つ継続的で、重層的な支援を実現する目的で設置いたします条例につきまして、我々の説明の構成が悪かったところもあり、そうした支援を実現する、あくまでも手段である情報の共有化、ひいては（仮称）子ども見守りシステムの構築があたかも条例制定の目的であるかのような誤解を生んでしまったのではないかと、少々懸念をするところでございます。そうした点も含めまして、本日の条例素案の審議で、いま一度、ご確認をいただけたらと考えております。

この間、ご説明させていただきました、（仮称）子ども見守りシステムにつきましては、子どもたちの最善の利益の実現のために構築を予定はしておりますが、審議の中でも触れさせていただきましたように、あくまでも現在のところ、児童福祉法及び本市の個人情報保護条例の範囲内で取り組むものでございまして、本条例の中では具体的記述は出てまいりません。

行政、各分野、審議の各機関が連携する総合的で、切れ目のない継続的な支援を子どもに届けるために、条例を実効性あるものにするために必要不可欠な環境づくりであると考えております。情報につきましては子どもたちの最善の利益の実現のために限り利活用する、これまでどおりしっかりと情報管理に努めたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

なお、本日は9月に実施いたしました市民意見聴取の結果の報告、またその間の様々な議論、それらを踏まえた条例素案の説明をさせていただきますが、条例素案の作成に至った背景、検討内容につきましても、分科会からの中間報告書としてまとめております。合わせてご審議をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様には各関係団体様へのアンケートの協力や配布、回収など、関係機関アン

ケートにおきましても多大なご協力をいただきました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございます。

それでは恐れ入ります、石田副会長どうぞよろしくお願いいたします。

【石田副会長】

ありがとうございます。

それでは本日の案件といたしまして、前回の分科会で確認していただきました、市民意見聴取の結果について事務局から報告していただき、ご意見を伺いたいと思っております。

またあわせて2番目の「（仮称）子どもを守る条例」の素案についてもいろいろとご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は15時半頃までを予定しております。可能な限りスムーズに審議していきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、事務局から本日の委員の出席状況の確認と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

皆さん、こんにちは。

子ども青少年政策課、課長の漆原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は10名で、「枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項」の規定に基づき、本分科会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、古家野委員につきましては、少し遅れて出席されるとの連絡をいただいております。

なお、本日の傍聴者は3名でございます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」でございます。

次に、資料1「（仮称）子どもを守る条例」に関する市民意見聴取結果報告書（案）でございます。

次に、資料2-1（仮称）子どもを守る条例（素案）でございます。

次に、資料2-2「（仮称）子どもを守る条例」の審議に係る中間報告について（案）でございます。

次に、資料2-3「（仮称）子どもを守る条例」の概要（案）でございます。

次に、参考資料1「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュールでございます。

最後に参考資料2、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会 委員名簿となっております。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日お手元に配付しております資料につきまして、事前にお送りしました資料から、一部表現修正などを行っている箇所がございますが、何とぞご了承くださいますようお願い申し上げます。

そのほか、お手元のバインダーに関係資料としまして、これまでの分科会の資料等をまとめておりますので、必要に応じてご参照ください。

事務局からは以上でございます。

【石田副会長】

ありがとうございます。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは早速、案件の審議に入っていきます。まず1番目の「（仮称）子どもを守る条例」に関する市民意見聴取結果について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

〔資料１ 「（仮称）子どもを守る条例」に関する市民意見聴取結果報告書（案）〕に基づき説明〕

【石田副会長】

ありがとうございました。ただいま、市民意見聴取結果についての説明がありました。こちらについてご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

【石田副会長】

特に今のところございませんでしょうか。

ご説明ではこの内容をどのように条例に反映していくかについては、次の案件のところで説明があるということですので、次の案件に進めさせていただきます。また、意見や、質問等があれば戻っていただくということを進めていきます。

それでは案件２のほうに入らせていただきます。

「（仮称）子どもを守る条例」の素案について事務局ほうから説明をお願いいたします。

【事務局】

〔資料２－１（仮称）子どもを守る条例（素案）、資料２－２「（仮称）子どもを守る条例」の審議に係る中間報告について（案）、資料２－３ 「（仮称）子どもを守る条例」の概要（案）に基づき説明〕

【石田副会長】

ありがとうございます。

それではこれまでの説明に関しまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。その際にできましたら、どの箇所に関する質問なのか、意見なのかということを資料のこのページのこの辺りと明示していただいたほうが理解しやすいかと思いますので、お伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

それではご意見、ご質問があればよろしくお願いいたします。

【古家野委員】

古家野です。よろしくお願いいたします。

前回にいただいた条例案から、すごくすっきりとして分かりやすくなったと感じました。市の責務や共通の役割、その他の役割も書いてありますけれども、こういう並びであつたら違和感がなく、すごくありがたいことだなと思って拝見していました。

いくつか質問があります。資料２－１の３、子どもを守る体制づくりというところです。基本理念も非常によく考えてあり、すごく分かりやすいです。ただ、少し分かりにくかったのが、子どもを守る体制づくりの中で、相談支援体制の充実はすぐに分かるのですが、子どもの社会参加等の推進のところは、子育ての支援ということで、子どもが主体的に生きる力を育むということに対する背景として位置づけられていて、この資料２－３の内容があると思いますけれども、社会参加の促進や意見表明への配慮というのが具体的にどういうものを指すのかというのが、少しイメージが湧かないのでそこを補足いただけたらと思います。

もう一つは資料２－３の子育ての支援のところで、居場所づくりというのは分かるのですが、この共生社会の実現というように書いてあると、少し広がり過ぎというか、抽象的に感じるので、もう少し補足していただけたらと思います。

【石田副会長】

ありがとうございます。では今の2点について事務局のほうでよろしく願いいたします。

【事務局】

子どもの社会参加等の推進のところ、何を具体的に意味しているかというところですけども、その具体化にあたっては、子ども・子育て支援事業計画を推進していく中で行っていくというように考えておられて、今、お示しさせていただいているのは、資料2-2の中間報告の10ページのところで、必要な機能の一例というところでの表現に留めさせていただいております。ここの社会参加の促進というところでは、自己肯定感の向上や社会的自立などに欠かせない営みであることを認識し、その機会の創出に努めることでありますとか、意見表明への配慮としては、意見しやすい方法、場の創出を図るというようなところで、このような表現に留めているところがあります。一方で国のほうでも、意見表明についてはワーキンググループで検討しているところでもあり、そういう方針が出れば対応していきたいなと考えています。

次に、子育て支援の推進の部分で、こちら具体的なニーズとしては、居場所であったりとか、そういうものを想定しております。地域づくりというところがやはり、広義であり、分かりづらいということでしょうか。

【古家野委員】

そうですね、ここに書いてある文章を読んでも、共生社会というと、非常に広い意味でそれこそ重要国家のとか、そういうふうにも使われたりしますよね。この共生社会というものをどういうものとして、描いておられるのかというところで、市民が読んだときにイメージすると、人によってイメージが違ってしまいそうな気がいたしますので、もう少し具体的な言葉があってもいいのかなと思いました。

例えば、分かりやすく言えば、子育て環境が日本一とか、そういう言葉だとイメージすることができるかと思います。共生社会というと、動物とかも含めたような使われ方もしますので、少し言葉が広くて、イメージが伝わりにくいのではないかなという印象を持ちました。

あと、子どもを守る体制という中で、子どもの社会参加等の推進がもう一つ理解が入ってこないところがあります。守るというところで主体的に生きる力を育むということなので、より子どもたちの力を増やしていくような、そういうことを考えておられるのかと思うのですが、例えば、そもそも意見表明をしても、それを取り上げてもらえなかったら、子どもたちは言っても言っただけの話になり、それよりも大人の側が聞くことのほうが大事だったりします。

また、子どもたちが生活している学校や、授業の一つ一つが、子どもたちと双方向のものであったり、例えば、支援学級の子であれば、個別の成長のプランができますけども、それを全員にやってもいいくらいのイメージで、もう少しそれぞれの個性が発揮されて、それが大人たちから受け入れられる。画一的な育て方がというのがどこかに書いてありましたけれども、それに対応する施策、関係づくりであるとする、子どもたちに何かワークショップなどをやらせてみてとか、子ども議会みたいなことをやらせてみてというだけだと広がらなくて、積極的な子が参加するだけになってしまいそうです。一部の子どもは不安な気がするので、もう少し子どもたち全体がカバーされるような体制として位置づけられると、どの子も置いていかないということにつながるのかなと思ったので、もう少しここが深まるといいなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。アンケートの中でも自分の意見や考えを相手に伝えることができるか、自分の意見や考えは大切にされていると感じるか、また自己肯定感にもつながると思いますが、自分自身を大切にし

ているか、というような質問に対して、数字的に見ると、意外と割合が高くてうれしい結果だなと思っておりました。一方で、クロス集計のところでも取り上げましたが、自己肯定感が低ければ、自分は大切にされていないという思いが高かったり、自分の意見が言いにくいといったところがあり、自発的に意見を言える子どもの主体性だけを伸ばすといったことではなく、そうしたなかなか意見が言えない子どもたちも、自分の意見を言えたり、その子なりの社会参加ができたりという、そういう環境づくりが必要かなと思います。その部分は確かにうまく表現できてないんだらうなど。この表現については検討させていただきたいと思っています。

【古家野委員】

意見表明への配慮という言葉は、何をどう配慮されるんだらうと、受け止める感じがしないので、この意見表明に配慮するというのは、どういうことなんだらうと思うところがあります。そこをもう少し、検討いただけたらと思います。

【石田副会長】

ありがとうございます。そのほかの方のご意見はいかがでしょうか。

【石田副会長】

私のほうから、先ほどのことに関連して1点ですけども、この資料2-3についてですが、今、お話があったところは、条例の概要の案、なんですね。でも共生社会の実現や居場所づくりというのは中間報告書には出てきますが、条例には一言も書いてありません。なので、ここに言葉が出てくるのはやはり誤解を与えるのではないのでしょうか。

条例に書いていないことがあると、何かというのが分かりにくいのではないかと思いますので、ここは整理してもらう必要があるかなと思います。この言葉だけが独り歩きしていつてしまうかもしれません。条例の中にも説明が見当たらないので、その辺を少し整理していただいたほうがいいかなと思いました。

【事務局】

こちらの資料のタイトルが、より正確に言うと、「中間報告の概要」というところになりますが、それにしても今、ご指摘いただいたような形での、よりわかりやすい表現に改めて訂正させていただきたいと思っています。

【石田副会長】

そのほか、いかがでしょうか。

お願いします。

【田邊委員】

医師会の田邊です、ありがとうございます。

子どものアンケートの6番の困ったとき、悩んだときに相談するとしたらというところで、特に中学生になるとLINEなどのSNSという回答が多いということを受けまして、恐らく、これを反映されて資料2-3の一番下の、子どもを守る体制づくりの1番の相談支援体制の充実の、多様な相談チャンネルというところに反映されてるのかと思います。

それに関しましては全く何の異論もあるわけではないのですが、実は大人が思っているよりも子どもたち

はそういうものを使います。有効なツールであるということに関して何の異論もないのですが、一方で、病院の医療の現場でこういうことに関して相談を受けるとしたら、例えば、LINEで相談だけする人はいません。スマホなどのメディアを使いますので、その1日のかなりの時間をそれに奪われて、生活、精神のバランスを崩している、依存状態になっているなどということをよく経験します。あるいは、事件に巻き込まれたようなことを報道などでは耳にしたりもします。ほかの取組はやって悪いことはほとんどないと思うのですが、SNSなどに関してはそういう二面性を持つてることが少し気になります。それに関して、相談をLINEでも聞けるというツールをつくっておくということに関して、反対ではないのですが、僕が今申し上げたようなことに関して、どのような配慮ができるのか、そのようなことについてどういうお考えか、ご意見いただきたいと思います。

【石田副会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。

SNS相談につきましては、今年の7月に大阪府のほうが大規模にLINE相談を試行実施されております。その感触を少し聞いたところでは、相談チャンネルとしての子どもの抵抗感については低く、やはりLINEというのは本当に相談しやすいツールということは間違いないと考えております。

ただ、一方でおっしゃっていただいたような、LINEを通じた事件もございますし、いじめとかですね、そういったことも起こっているところで、扱い方の教育、リテラシー教育のようなものが本当に大事になってくると思っております。相談しやすい体制を整える一方で、特にSNSに関しては正しい使い方というのを伝えていかなければならないと考えております。

【石田副会長】

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

【田中委員】

連合河北の田中といいます。ご説明ありがとうございました。

今の質問に関連した話で、今、ご回答いただいた最後の、LINEやSNSというものに対して子どもたちに対する教育は基本的には、学校の教育の中でそういったものを織り込んでいくということでしょうか。当然家庭でもやっていると思うのですが、条例の中に織り込むというようになったのは、そういった指導をしてくださいねということで、学校なりにおいていくという捉え方でいいのでしょうか。

【事務局】

学校における情報リテラシーに関する教育は、ますます重要性が増しておりまして、本年度中にパンフレットを配付するなど、学校でも取り組んでいきます。ただ、一方で学校だけでは限界もございますので、保護者や家庭の協力を得ながら、例えば携帯やスマホの使い方についてもガイドラインを作成しておりますので、その中では子どもに対してと、家庭に対してお願いする部分があり、子どもと保護者においてもルールをつくっていただきたいということも含めて、進めていきたいと考えています。

【石田副会長】

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【北山委員】

よろしいでしょうか。

資料2-3の、上から2番目の赤いところに、主な課題の3番に「保護者自身がしんどくならないために、子育ては市や周りに頼っていいという環境づくりや地域で子どもを育てるという意識、環境づくりが必要」という課題を挙げていただいています。その下のブルーの真ん中の、多様な主体の役割の中で、保護者の役割というのが子どもの年齢や成長に応じた養育を行い、というのが書いてあり、その育ちを支えると書いてあります。あと、資料の2-1の3ページの上から3つ目の括弧で保護者の役割ということも、当然というか、家庭で子どもを養育する義務、責任が一義的に保護者にある、というところから書いてあると思うのですが、その資料2-3の保護者の役割の中に、いろいろ大変なことがあったら助けを求めるとか、SOSを発信するということが、保護者の役割の一つであるというように明記していただいたほうが良いのではないのでしょうか。

できないけども頑張っていて、追い詰められている方はたくさんおられます。どこかに親はこうあるべきだというふうに、保護者のほかの役割というのが見えてしまうので、家庭でしんどいことがあれば、助けを求めるということも、それも保護者の一つの役割でありますというように書いていただいたほうが、特に乳幼児の保護者の人は追い詰められている人が多いです。最近は北部リーフの先生と話をさせていただいても、割と気軽に相談は行っていたという状況にはなっていますが、まだまだ親としてちゃんとしないといけないというように、一生懸命考えておられます。

子どものアンケートにもありましたけど、子どもに八つ当たりしないでほしいとか、親の意見を一方的に言わないでほしいというところが出てくるので、親の役割として市や、地域、各関係機関に助けを求めるということも役割の一つとして明記していただいたほうがいいのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

例えば地域住民の役割のところでもありますとか、それ以外の部分で親支援ということは入れさせていただいたのですが、保護者の役割のところにも、明確に助けを求めていくというところを入れることについて検討をさせていただきたいと思います。

【石田副会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【古家野委員】

もう1点、よろしいでしょうか。最初の冒頭でいじめや不登校、ひきこもりというような課題が深刻化しているということに触れてあり、子どもを守る体制づくりのところを見ると、そこまで踏み込まなくて、相談体制は充実させますと。ただ解決をどうするのかというところは、少し緩いといえますか、そこはどうかかなというのが、少し見ていて分かりにくいです。相談を聞いたからには、ちゃんと受け止めて、大人が連携して解決するんだよというところが、その体制の一つではないかなと思っています。その辺りはどのように理解したらいいのかを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

その部分につきましては、これも国のほうで、児童福祉審議会の活用で、子どもの苦情相談を受けて調査・審査をしていくようなことも検討がなされているところであります。今の段階でそこまで踏み込んで書けるのかというのは、少々むずかしいかなと思っているのですが、そういった国の動向も踏まえて、おっしゃっていただいた件につきましても、適切に対応していきたいと思っています。

【石田副会長】

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは皆様から様々な貴重なご意見を伺いました。事務局におかれましては本日の意見を十分に踏まえた上で、引き続き条例制定につなげていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは案件のほうはこれで終わりましたので、その他につきまして事務局のほうから何かございますでしょうか。

お願いします。

【事務局】

それではその他といたしまして、事務局からご連絡させていただきます。

本日の資料2-2「「(仮称)子どもを守る条例」の審議に係る中間報告」、こちらにつきまして、本日のご意見を踏まえて修正いたしまして、石田副会長と安藤会長と調整の上、確定し、確定したものを今後市議会に報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また本日の資料などにつきまして、追加でご意見、またご不明な点などございましたら、恐れ入りますが11月13日の金曜日までにお電話、ファクス、メールなどで子ども青少年政策課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また本日、配付いたしました資料につきましては、引き続きのご審議にご利用いただきますので、机の上にそのままにしておいていただけましたら、バインダーのほうに保管し、次の会議では机の上に置かせていただきますのでよろしくお願いいたします。資料をお持ち帰りいただく場合は、封筒をご用意しておりますので、事務局までお申しつけください。

本日の会議録につきましては、事務局で案を作成させていただいた後に、委員の皆様にご確認をいただき、その後、その結果をホームページで公表していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、次回子ども・子育て専門分科会の日程につきましては、12月7日の月曜日を予定させていただいております。次の審議会では、条例の答申案について確認していただく予定としております。直近での開催となりますけれども、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【石田副会長】

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたように、本日の配付資料等に関する意見につきましては、11月13日の金曜日までということですので、追加の意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、令和2年度第3回枚方市社会福祉審議会、子ども・子育て専門分科会を終了します。

皆さん、どうもありがとうございました。